

総務省による地方公営企業の改革に向けた取り組み

○公営企業は住民生活に身近な社会資本を整備し、サービスを提供する役割を果たしており、将来にわたりその本来の目的である公共の福祉を増進していくためには、経営環境の変化に適切に対応し、そのあり方を絶えず見直していくことが不可欠。

＜公営企業を取り巻く環境＞

□人口減少 □インフラ強靱化、大量更新期の到来 □財政健全化法の施行 □地方分権改革

経営手法の検討

- ✓ **公営企業の抜本改革**
(平成21～25年度)
→「公営企業の経営に当たっての留意事項について」(平成21年7月8日付通知)
→第三セクター等改革推進債(平成21年度～平成25年度)
※抜本改革を着手した団体は平成28年度まで

経営のあり方について、引き続き不断の見直しを行うべき。

経営状況の把握

- ✓ **地方公営企業会計基準の見直し**
(平成26年度予算・決算から)
→損益の認識、資産・負債の把握等が正確に出来るようになる。
- **地方公営企業法の適用範囲の拡大**
(総務省研究会で検討中)
→現在地方公営企業法が非適用となっている公営企業にも法を適用することを検討。

経営戦略の構築

- ✓ **計画的経営の推進**
→経営計画の策定
- ✓ **資本制度の見直し**
(平成24年4月から)
→経営の自由度を高め、議会・住民によるガバナンスを強化。
- **経営戦略構築支援**
(総務省研究会で検討中)
→財務の健全性とインフラ更新の両立等のために、各企業における経営戦略の構築を支援。